令和８年度木津川市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進方針

１　目的

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の需要の増進を図ることが重要である。

このため、木津川市においては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る。

２　適用範囲

本方針の適用範囲は、本市の全ての機関が障害者就労施設等に発注する物品等の調達とする。

３　障害者就労施設等の範囲

本方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

ア　障害者支援施設

イ　地域活動支援センター

ウ　障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ　障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ　アからエの障害者就労施設等を利用する障がい者の自立と社会参加を促進するため、もっぱら当該施設利用者が製作した製品等の販売促進を行い、工賃向上を目的とした販売所

カ　障害者優先調達推進法施行令（平成２５年政令第２２号）第１条第１号に規定する事業所（特例子会社）

キ　障害者優先調達推進法施行令（平成２５年政令第２２号）第１条第２号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）

ク　自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

ケ　在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

４　調達推進物品及び役務

調達を推進する物品等は、次のとおりとする。ただし、記載のない物品等の調達も検討し、できる限り幅広い分野から調達するよう努めるものとする。

（１）物品

・食品類（弁当、菓子、パン等）
・日用品・雑貨類（被服、工芸品、手芸品等）
・農作物類（野菜、花、米、茶等）
・印刷物類（報告書、広報誌、リーフレット、ポスター、ちらし、名刺、点字出版物等）
・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（２）役務

・軽作業（袋詰め、封入、シール貼り、空き缶分別等）
・清掃：除草
・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

５　令和８年度の調達方針の目標

令和８年の調達目標は、次のとおりとする。

目標額　１３，５２７，１８０円

６　調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

（１）　障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。

（２）　障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号及び木津川市契約事務規則第２４条第２項に基づき、随意契約も活用する。

７　調達方針及び調達実績の公表

（１）本方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。

（２）調達実績については、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を市ホームページ等により公表する。

８　その他

（１）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

（２）当該調達方針の担当窓口は、健康福祉部社会福祉課とする。